

〈雑報〉

令和元年（平成三十一年）度 仏教文化研究所活動報告

【第一回 運営委員会】

日時 平成三十一年四月十一日（木）十二時二十分～十三時四分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

- ① 主任研究員選任について
- ② 二〇一九年度事業計画について
- ③ 二〇一九年度仏教文化研究所の運営委員について
- ④ 二〇一九年度公開シンポジウムについて
- ⑤ 専任研究員公募について
- ⑥ 紀要編集委員会について

二、報告事項

- ① 二〇一九年度予算について
- ② 二〇一八年度決算について
- ③ 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十四号（四〇〇部）の刊行・配布について

- ④二〇一八年度鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書（第五号、三〇〇部）の刊行・配布について
⑤その他

【公開シンポジウム】

日時 令和元年六月八日（土）十三時三十分～十七時
会場 大学会館地下一階メインホール
テーマ 「石川素童禅師のご生涯とご功績——百回御遠忌にちなんで——」
講師・演題

川口高風（愛知学院大学・名誉教授）「近代曹洞宗における石川素童禅師の功績」
菅原研州（愛知学院大学・准教授）「石川素童禅師の授戒会」

尾崎正善（鶴見大学仏教文化研究所・客員研究員）「御移転・再建実務の御功績」

（※公開シンポジウム記録は本紀要に掲載）

【学術調査】

日時 令和元年六月十九日～二十日
場所 大本山總持寺祖院（石川県輪島市前町門前）
参加者 尾崎正善・小島裕子・横山龍顕・武井慎悟
調査対象 大本山總持寺祖院資料の調査・撮影（『転衣寺院名簿書上』『校割帳』）

【第二回 運営委員会】

日時 令和元年六月十三日（木）十二時二十分～十二時三十五分
場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）
議題

一、審議事項

- ① 運営委員選任について
- ② 紀要編集規程について
- ③ 仏教文化研究所の今後の方向性について
- ④ その他

・ 臨時運営委員会開催について

・ 第三回運営委員会の開催について

二、報告事項

- ① 専任研究員公募の途中経過について
- ② 令和元年度公開シンポジウムの結果について

【臨時運営委員会】

日時 令和元年八月五日（月）十二時二十分～十二時三十三分
場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）
議題

一、審議事項

- ① 仏教文化研究所専任研究員選任について
- ② その他

【学術調査】

日時 令和元年九月十七日～十九日
場所 總持寺祖院（石川県輪島市門前町門前）

松山寺（石川県金沢市東兼六町）

参加者 尾崎正善・古瀬珠水・小島裕子・横山龍顯・武井慎悟

調査対象 大本山總持寺祖院資料の調査・撮影（『転衣寺院名簿書上』『講式関係資料』）

松山寺本『伝光録』の調査・撮影

【第三回 運営委員会】

日時 令和元年十一月七日（木）十二時二十分～十二時四十四分
場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）
議題

一、審議事項

- ① 令和二年度仏教文化研究所事業計画について
- ② 令和二年度仏教文化研究所予算について

- ③ 令和二年度仏教文化研究所總持寺教学研究部門（鶴見ヶ丘学術協力委員会）予算について
 - ④ 仏教文化研究所の今後の方向性について
 - ⑤ その他
- 二、報告事項

- ① 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十五号の編集の進捗状況について
 - ② 令和元年度仏教文化研究所共同研究成果報告書『瑩山禪師『伝光録』——諸本の翻刻と比較（六）』の編集進捗状況について
 - ③ 鶴見ヶ丘学術協力委員会の活動について
 - ④ その他
- ・ 令和元年度研究例会の開催について
 - ・ 第四回運営委員会の日程について

【研究例会】

- 日 時 令和元年十二月十九日（木）十六時三十分～十八時
- 場 所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）
- 発表者 近藤祐介（兼任研究員）『天狗草紙』に見る13世紀末の日本仏教界と修験道』

【第四回 運営委員会】

- 日 時 令和二年一月二十三日（木）十二時二十分～十二時四十二分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）
議題

一、審議事項

- ① 仏教文化研究所規程の改定について
- ② 令和二年度鶴見大学仏教文化研究所所員について
- ③ 令和二年度公開シンポジウムについて
- ④ 仏教文化研究所の英語名変更について

二、報告事項

- ① 令和元年度研究会開催の報告
- ② 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十五号の編集進捗状況について
- ③ 令和元年度仏教文化研究所共同研究成果報告書『瑩山禪師『伝光録』——諸本の翻刻と比較（六）』の編集進捗状況について
- ④ 鶴見ヶ丘学術協力委員会の活動について
- ⑤ その他
 - ・ 退任の挨拶
 - ・ 研究生の募集について
 - ・ 次回令和二年度第一回運営委員会の日程について

【学術調査】

日時 令和二年二月十八日～十九日

場所 西明寺（愛知県豊川市八幡町寺前）

東漸寺（愛知県豊川市伊奈町縫殿）

参加者 木村清孝・尾崎正善・小島裕子・横山龍顯・武井慎吾・古瀬珠水・米野雄大・秋津秀彰・宮崎展昌
調査対象 西明寺所蔵資料の調査・撮影（『伝光録』『宇宙山乾坤禅院指南記』）

東漸寺所蔵資料の調査・撮影（『正法眼蔵』（七十五巻本）『正法眼蔵抄』（七十五巻本の一部））

令和元年(平成三十一年)度 仏教文化研究所概要

〔所在地〕〒二三〇―八五〇―一 神奈川県横浜市鶴見区鶴見二―一―三 鶴見大学内

Tel. 〇四五―五八〇―八一九三 Fax 〇四五―五八一―二三九一

〔所 長〕 大山 喬史 学長

〔主任研究員〕 橋本 弘道 短期大学部保育科教授

〔専任研究員〕 宮崎 展昌 仏教文化研究所准教授

〔特別顧問〕 木村 清孝 元学長・東京大学名誉教授

〔顧 問〕 納富 常天 大本山總持寺宝物殿元館長

柳澤 慧二 本学元学長・名誉教授

〔兼任研究員〕 石田 千尋 文学部文化財学科教授

小池 富雄 文学部文化財学科教授

小林 恭治 文学部文化財学科教授

下室 覚道 文学部文化財学科教授

宗墓 秀明 文学部文化財学科教授

緒方 啓介 文学部文化財学科教授

田中 和彦 文学部文化財学科教授

星野 玲子 文学部文化財学科准教授

〔客員研究員〕

近藤 祐介	文学部文化財学科専任講師
小林 馨	歯学部教授
佐藤 慶太	先制医療研究センター教授
山田 吉郎	短期大学部保育科教授
山室 吉孝	短期大学部保育科教授
木口恵美子	短期大学部保育科准教授
仙田 考	短期大学部保育科准教授
河野真知郎	本学名誉教授
関根 透	本学名誉教授
永田 勝久	本学名誉教授
田口 暢穂	本学名誉教授
岩橋 春樹	大本山總持寺宝蔵館館長
尾崎 正善	文学部・歯学部非常勤講師
池田 道浩	文学部・歯学部非常勤講師
鈴木 一馨	文学部非常勤講師
室瀬 祐	文学部非常勤講師
佐藤 達全	育英短期大学教授
斎藤 明	国際仏教学大学院大学教授
蓑輪 顕量	東京大学教授

〔特任研究員〕

高橋 晃一

東京大学准教授

矢島 道彦

駒澤大学客員教授

古瀬 珠水

東京外国語大学非常勤講師

横山 龍顯

小島 裕子

〔研究生〕

武井 慎悟

鶴見大学仏教文化研究所規程

(設置)

第1条 鶴見大学（鶴見大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）に、鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、本学の建学の精神に則り、日本における仏教の思想・文化・芸術及びその関連領域に関する研究を推進すると共に、国際的学術交流を積極的に行い、学術の発展に寄与することを目的とする。

(研究内容等)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 建学の精神の具現化及びその方法等の研究
- (2) 宗教学等の教授内容としての諸宗教の比較、仏教教理、曹洞宗学及び日本文化に及ぼした仏教の研究等の基
本的研究
- (3) 瑩山禪師・峨山禪師の伝記及び思想を中心とした總持寺教学等の研究
- (4) 鶴見大学大学院文学研究科との共同研究及び他の研究機関との学際的研究
- (5) 研究会、講演会及び公開講座等の開催
- (6) 研究所の調査及び研究の成果並びに共同研究の成果、講演等の発表のための紀要類の刊行
- (7) その他研究所の目的を達成するために必要と認める研究等

(研究部門)

第4条 研究所に、前条に定める研究内容に応じて次の4研究部門を置く。

- (1) 仏教学研究部門
- (2) 仏教教育研究部門
- (3) 仏教文化財研究部門
- (4) 總持寺教学研究部門

(構成)

第5条 研究所は、次の者をもって構成する。

- (1) 所長
 - (2) 所員
 - (3) 特別顧問
 - (4) 顧問
- 2 所長は、鶴見大学学長が併任する。

(所員)

第6条 研究所の所員は、次の者とする。

- (1) 主任研究員
- (2) 専任研究員
- (3) 兼任研究員
- (4) 客員研究員

(5) 特任研究員

(6) 研究生

(主任研究員)

第7条 主任研究員は、所長の職務を補佐し、研究所の所務を整理する。

- 2 主任研究員は、専任研究員または兼任研究員のうちから、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申する。

(専任研究員)

第8条 専任研究員は、研究所に所属する本学の専任教員で、その目的に応じて、専ら調査及び研究に従事する。

- 2 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第9条 兼任研究員は、本学の専任教員で、研究所の目的に応じて、調査及び研究に従事する。

- 2 兼任研究員の選考は、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申する。
- 3 兼任研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 兼任研究員には、給与を支給しない。

(客員研究員)

第10条 客員研究員は、本学専任教員以外の者で、研究所の目的に応じて、調査及び研究に従事する。

- 2 客員研究員の選考は、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申する。
- 3 客員研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 客員研究員の処遇等については、別に定める。

(特任研究員)

第11条 特任研究員は、本学専任教員以外の者で、特に第3条第3号に関する調査及び研究に従事する。

2 特任研究員の任用については、別に定める。

(研究生)

第12条 研究生は、本学専任教員以外の者で、研究所の目的に応じて、調査及び研究の支援に従事する。

2 研究生の任用については、別に定める。

(特別顧問)

第13条 特別顧問は、本学専任教員以外の者で、研究所の企画・運営に関する重要事項の協議に加わり、その活動を援助するとともに、調査及び研究に参画する。

2 特別顧問は、所長の要請に基づき、学長が委嘱する。

3 特別顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別顧問の処遇等については、別に定める。

(顧問)

第14条 研究所に、必要な助言を与え事業の円滑な運営を図るため、若干人の顧問を置くことができる。

2 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問と本学との間には、雇用関係は生じないこととする。

(運営委員会等)

第15条 研究所に、第3条に定める研究内容等の企画、運営のため、鶴見大学仏教文化研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 研究所に、特に第3条第3項に定める研究内容等の企画、運営のため、鶴見ヶ丘学術協力委員会（以下「協力委員会」という。）を置く。

3 運営委員会及び協力委員会については、別に定める。

（経費）

第16条 研究所の経費は、本学の年間研究費予算及び寄附金等をもってこれに充てる。

（事務局）

第17条 仏教文化研究所は、教育研究支援センター事務局教育研究支援課が所管し、事務処理を行うものとする。

（規程の改廃）

第18条 この規程の改廃は、運営委員会の協議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

鶴見大学仏教文化研究所専任研究員任用規程

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学仏教文化研究所規程第8条第2項の規定に基づき、鶴見大学仏教文化研究所(以下「研究所」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(職位及び任用基準)

第2条 専任研究員の職位は、教授、准教授、講師及び助教とする。

2 教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 大学教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 准教授として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

3 准教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(3) 前各号の該当者と同年以上の学識・経験・業績があると認められるもので、博士の学位を有するもの

(1) 大学准教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 講師として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

4 講師とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(3) 前各号の該当者と同年以上の学識・経験・業績があると認められるもので、修士の学位を有するもの

(1) 大学講師としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 助教として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(3) 前各号の該当者と同等以上の学識・経験・業績があると認められるもので、修士の学位を有するもの
助教となることができるときは、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 修士の学位を有し、研究上の業績を有するもの

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められるもの

(選考結果の上申)

第3条 専任研究員の選考は、一般公募とし、研究所運営委員会の協議を経て、研究所所長が当該候補者を学長に上申する。

2 前項の選考方法は、書類選考及び面接とする。

(申請)

第4条 専任研究員を希望する研究者は、原則として次に掲げる書類をもって研究所に申請するものとする。

(1) 履歴書

(2) 研究業績一覧

(3) 著書・論文

(4) その他選考に必要な書類

(職務)

第5条 専任研究員は、鶴見大学仏教文化研究所規程第3条に定める研究・調査活動、その他研究所の活動に必要な業務を行うものとする。

(勤務・待遇等)

第6条 専任研究員の勤務・待遇等は、鶴見大学職員就業規則によるものとする。

(研究費)

第7条 専任研究員には、研究費を支給することがある。

2 研究費の支給額は、別に定める。

(諸規程等の遵守)

第8条 専任研究員は、研究等に従事するに当たり、鶴見大学の諸規程等を遵守しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究所運営委員会の協議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成三十年度 仏教文化研究所購入図書および資料

Three Short Treatises by Vasubandhu, Saṅgha, and Zongmi, BDK English Tripiṭaka Series, California, U.S.A.: Bukkyō Dendō Kyōkai America: 2017.

道津綾乃・高橋秀榮編集責任『稀観禅籍集』(正・続(中世禅籍叢刊 第十卷・第十二卷))、京都：臨川書店、二〇一七年・二〇一八年。

天台宗典編纂所編『日本天台僧傳類』(一)(二)(續天台宗全書 史傳二、三)、東京：春秋社、一九八八年・二〇一八年。
李伯森編『中国殡葬史』(全八冊)、北京：社会科学文献出版社、二〇一七年。

冉万里『唐代长安地区佛教造像的考古学研究』北京：科学出版社、二〇一七年。

鈴木学術財団編『大日本佛教全書』電子版 DVD-ROM』京都：方丈堂出版、二〇一六年。

鈴木学術財団編『日本大藏経』電子版 DVD-ROM』京都：方丈堂出版、二〇一六年

Ichinura, Shoei transl. *The Canonical Book of the Buddha's Lengthy Discourses*, Vols. 1-3, BDK English Tripiṭaka Series, California, U.S.A.: Bukkyō Dendō Kyōkai America, 2015-2018.

前島訓子『遺跡から「聖地」へ：グローバル化を生きる仏教聖地』京都：法藏館、二〇一八年。

佐藤長門編『古代東アジアの仏教交流』東京：勉誠出版、二〇一八年。

劉進宝編『丝路文明』Cultures on the Silk Road』(第一輯・第二輯)、上海：上海古籍出版社、二〇一六年。

宮内庁正倉院事務所編『聖語藏経卷』宮内庁正倉院事務所所蔵』乙種写経一(DVD-ROM)、東京：丸善雄松堂、二〇一三年。

『瑩山和尚傳光録』(乾・坤)、京都：小川多左衛門、一八五七年。

東隆真『信心銘拈提を読む』東京：春秋社、二〇〇三年。

『傳光録』大昌寺本、長野：権現山大昌寺、一九九一年。

『坐禪用心記』京都：貝葉書院、出版年不明(十九世紀)。

『冠註 普勸坐禪儀・坐禪用心記 合本』東京：鴻盟社、一八八六年。

東隆真『洞谷記に学ぶ』日本初期曹洞宗僧団の胎動』東京：曹洞宗事務庁、一九八二年。

大本山永平寺高祖道元禪師七百五十回大遠忌大遠忌事務局文化事業専門部会出版班永平寺古文書編纂委員会編著『永平寺史料全書』道元禪師七百五十回大遠忌記念出版』(文書篇二・三)、永平寺町：大本山永平寺、二〇〇二年。

(以下の写本断簡は、仁平道明氏旧蔵品より購入し、鶴見大学図書館に貴重書として収蔵)

『大般若波羅蜜多經』卷第二二〇(断簡、奈良中期写、伝藤原鎌足筆)

『大般若經』卷第一九〇 初分難信解品 第三十四之九(断簡、奈良後期写、伝行信願經)

『大般涅槃經卷』第三十 獅子吼菩薩品(断簡、奈良末期〜平安初期写、伝最澄筆)

『齋法清淨經』(断簡、平安初期写、伝光明皇后筆)

『称讚浄土仏撰受經』(断簡、奈良時代写、伝中将姫筆)

『妙法蓮華經』卷第三 化城喻品第七(断簡、平安末期写、伝聖徳太子筆)

經疏(断簡、平安末期写、伝行尊筆)

『金剛頂大王經疏』卷第一(断簡、鎌倉前期写、伝解脱上人貞慶筆)

鶴見大学仏教文化研究所紀要編集規程

- 一 鶴見大学仏教文化研究所運営委員会は、鶴見大学仏教文化研究所紀要（以下「紀要」という。）を作成するにあたり、鶴見大学仏教文化研究所紀要編集委員会を置く。
- 二 編集委員会の委員は、所長が任命した主任研究員、専任研究員を含めた鶴見大学仏教文化研究所運営委員（以下「運営委員」という。）六名程度で構成する。
- 三 編集委員長は、原則として主任研究員とする。
- 四 紀要の監修、編集は、専任研究員が担当する。
- 五 二 紀要は、原則として縦書き一頁を縦五十二字×横十九行、横書き一頁を横三十三字×縦三十行とし、総頁数を二五〇頁以内とする。
- 六 公開講演会・シンポジウムの内容についての掲載は、五十頁程度とする。
- 七 論文投稿に際しては、四〇頁以内（三九六〇〇字以内）とし、論文投稿者は、四名〜五名以内とする。
- 八 論文投稿希望者は、九月末日までに編集委員長に対し、所定の用紙に、論題及び文字数を記入し申請する。
- 九 編集委員会は、論文投稿希望者から提出された申請を基に、頁数調整を行い、掲載の可否について十月末日までに論文投稿希望者に通知する。
- 十 論文投稿者は、十一月末日までに論文を提出する。
- 十一 原稿は、原則としてテキストファイルにて提出する。なお、手書き原稿を提出する場合、テキストファイ

4 ルに変換する費用は、論文投稿者が全額負担する。
編集委員会は、年度内に紀要を発行する。

附 則

この規程は、平成31年4月20日から施行する。

鶴見大学仏教文化研究所紀要投稿規程

- 一 鶴見大学仏教文化研究所紀要（以下「紀要」という。）は、鶴見大学（以下「大学」という。）及び鶴見大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において研究又は教育に従事する者の研究業績を内外に発表することを目的とする。
- 二 紀要に投稿できる者は、原則として、大学及び短期大学部において研究又は教育に従事する者及びこれと共同で研究に従事する者と、仏教文化研究所主催による公開講演会・シンポジウムの講師とする。
- 三 投稿される論文は、未刊行のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本紀要に投稿できない。但し、学会発表抄録や科学研究費などの研究報告書はその限りではない。
- 四 投稿する者は、紀要刊行内規で定められた投稿要領に従って原稿を作成する。
- 五 本紀要に掲載された論文の公衆送信権は、鶴見大学に属する。

附 則

この規程は、平成18年4月20日から施行する。